

# ユニバーサルサービス政策委員会(第42回) 事業者ヒアリング ご説明資料

2025年8月7日

# はじめに

- 誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できることを目指す「デジタル田園都市国家構想」の下、固定網とモバイル網の双方によって、全国・どこでも、電話とブロードバンドが利用できる環境を実現するという「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申(以下、最終答申)において掲げられた政策目的の達成のため、先般の法改正により、ユニバーサルサービスにおける最終保障提供責務の導入が図られました。
- 当社としては、必要十分かつ過大でない交付金制度の実現を前提に、提供主体が存在しないエリアにおいてもユニバーサルサービスを提供する責任(最終保障提供責務)を担っていく考えです。
- 一方、国においても、国民負担軽減の観点や、ユニバーサルサービスの提供による国民の利便性の最大化を実現する観点から、少子高齢化による人口減少・過疎化が進む我が国において、地方活性化を図りつつ、他の生活インフラ全体を含め、サステナブルに維持していく方策についてご議論いただくとともに、ブロードバンドの普及拡大に向けた周知・広報活動等にもご協力いただきたいと考えます。

# はじめに

- 最終保障提供責務に関する議論にあたっては、上記のとおり、必要十分かつ過大でない交付金制度を実現するとともに、手続き等に係る行政や事業者の運用コスト抑制の観点を意識しつつ、ユニバーサルサービス制度の運用を見直す契機としていく必要があると考えます。
- また、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、光・モバイルサービスの提供に多大なコストを要するエリアについては、NTN(HAPS・衛星)等の新技術の将来的な導入等についてもあわせて検討を行うことが必要と考えます。
- なお、当社のメタルから光/モバイルを活用した固定電話への移行に向けた方針については、9月下旬を目途に公表することを予定しており、その際、光回線電話、ワイヤレス固定電話、モバイル網固定電話等の代替サービスの提供方針についてもあわせてご提示させていただきます。

# (1)新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

## ① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い

- ・円滑かつ効率的な加入電話のサービス移行実現のため、代替サービスとなるワイヤレス固定電話を全国で提供できるよう、早急に提供地域の要件を撤廃いただきたいと考えます。

## ② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い

- ・最終答申を踏まえ、モバイル網固定電話について、事業法の定めるユニバーサルサービスとして位置づけていただきたいと考えます。具体的には、改正事業法第10条第3項イに定める「その他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの」に早急に位置づけていただく必要があると考えます。
- ・ユニバーサルサービスの維持に係る国民負担の軽減のため、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるにあたり、モバイル網固定電話の技術基準は現行のMNO事業者のサービススペックを前提とし、追加開発等の対応が求められることがないようにお願いしたいと考えます。(通話品質や緊急通報時の発信者番号・位置情報・設備分界点の扱い 等)

## ③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱い

- ・最終保障提供責務の導入に伴う国民負担軽減の観点から、固定ブロードバンド未提供/提供困難のエリア(光提供NGの建物等を含む)において、ワイヤレス固定ブロードバンドがユニバーサルサービスに位置づけられたことに賛同いたします。

## ④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- ・ワイヤレス固定電話と同様、モバイル網固定電話についても、MNO事業者から当社への卸提供が可能となるよう自己設置要件の見直し等の制度整備を実施いただきたいと考えます。

## (2)最終保障提供責務の履行の在り方(1/3)

### ① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項

- 台帳に記載する地域の単位、役務の区分、その他記載事項については、事業者間の役務提供確認方法等、**台帳の具体的な活用用途・方法の議論を踏まえた上で検討する必要がある**と考えます。その際、**台帳整備に要する行政や事業者の運用コスト等を総合的に勘案して検討していく必要がある**と考えます。
- また、利用者自身が提供事業者を容易にWeb上で確認できる仕組みを構築する等、**利用者利便性の向上に資する取組みについてもあわせて検討する必要がある**と考えます。
- これらの検討に時間を要するのであれば、まずは**必要最小限の範囲で運用を開始し、検討の進捗に合わせて必要に応じ見直しを図っていく進め方**も考えられます。

### ② 最終保障提供責務の履行に係る手続 等

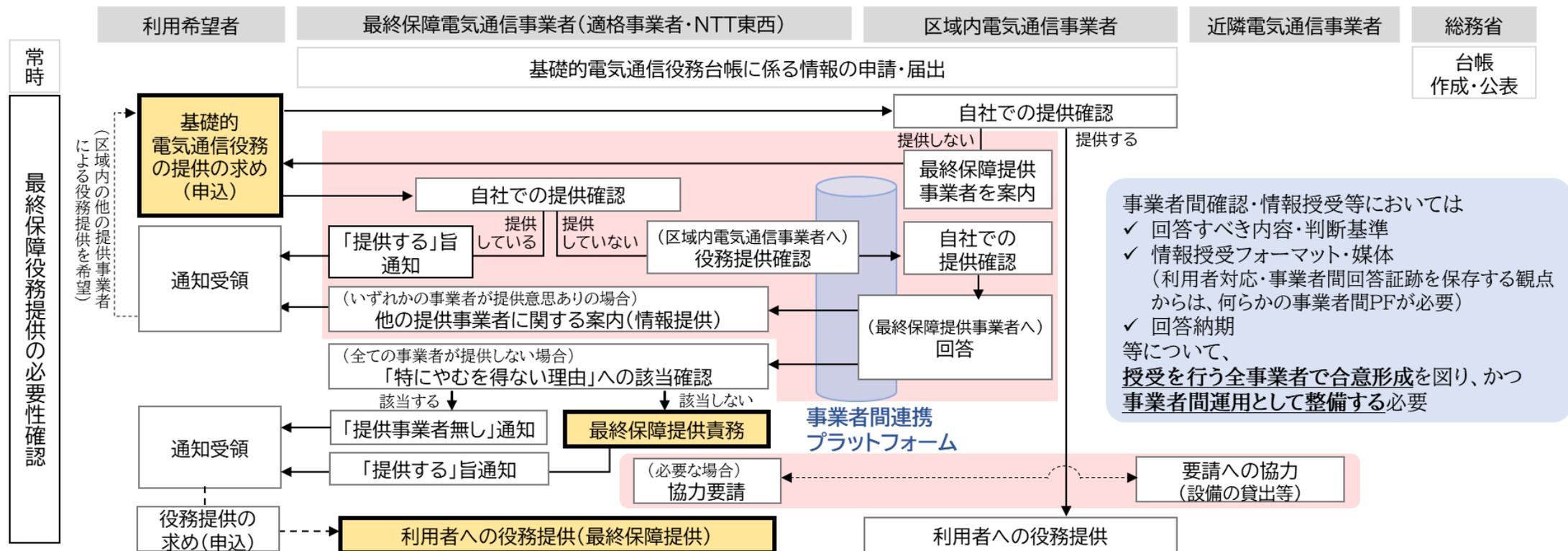
- 国民負担軽減の観点から、最終保障提供責務の対象は、**現に人が定住している居住拠点の範囲に限定すべき**(非居住拠点等における役務の提供を拒むことは、「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」に該当する)と考えます。また、現在は居住拠点であったとしても、今後の人口減少により非居住拠点となった場合は、責務の対象外としていただきたいと考えます。
- 居住拠点であっても、**技術的・設備的に通常提供が困難な場合、料金の未納、不正利用のおそれがある等の利用者の責めに帰すべき事由による場合、天災・事故等によって提供不能な場合**等については、「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」に該当するものと考えます。

## (2)最終保障提供責務の履行の在り方(2/3)

- 申込毎の役務提供確認には多岐に渡る運用面の整理と事業者間の合意形成が必要であり、事業者のみに検討を委ねても事業者間協議が円滑に進まない可能性があるため、**総務省殿においてこれらの運用面における具体的な手続き等の検討を主導し、整理いただくことが必要**と考えます。
- また、その検討に当たっては、効率的な実現が可能となる仕組みについてあわせて検討すべきと考えます(事業者間連携プラットフォームの構築等)。

### <最終保障提供責務の履行の開始に係る確認等作業>(想定)

凡例: 事業者間での整理を要する事項



## (2)最終保障提供責務の履行の在り方(3/3)

### ③ 最終保障提供責務に係る契約約款への記載事項

- 最終保障提供責務を担う事業者の契約約款については、責務の具体的な内容や責務の履行に関する運用、交付金制度等を踏まえた上で、規定が必要な事項をあらためて整理することが適当と考えます。

### ④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項(協力の内容、拒否できる正当な理由の内容)

- 最終保障提供責務を担う事業者から設備やコロケーションの提供要望があった場合は、接続応諾義務※と同様の基準・内容で**要望に応諾する(不可の場合は理由も含めた説明を行う)義務を設けるべき**と考えます。

※接続応諾義務(以下の事由を除く)

- 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき
- 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
- 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
- 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

# (3)ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項(周知及び届出義務の例外の範囲、期限、内容)
- 最終保障提供責務の発生からサービス提供までには相応の期間を要する場合もあるため、基礎的電気通信役務提供事業者が業務区域を縮小する場合には、**周知・届出から実施までの間に十分な期間を設けていただく必要がある**と考えます。
  - 特に、最終保障提供責務の履行にあたって、**海底ケーブルの敷設や收容装置の新規設置が必要となる場合等、地理的条件や当社設備の状況によっては、役務の提供までに1年を超える期間を要する場合があることを前提に検討**いただきたいと思います。
- ② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項
- 効率的にサービス展開可能な**都市部のみでサービス提供する事業者に対抗するためのキャンペーン等**は、これまでも実施してきたところであり、競争促進による利用者利便の向上の観点から今後も実施可能としていただく必要があると考えます。
  - 特定の地域・区域のみを対象に、**当該エリアでの提供コスト等を踏まえて個別に料金設定しているプラン等**(級局別料金、加入電話の区域外加算、FTTHサービス等の特定地域向けサービス等)は、当該地域でのサービス提供が困難となる等の影響が生じるため、引き続き提供可能としていただく必要があると考えます。

## (4)最終保障提供責務の交付金制度の在り方(1/5)

### ① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方(支援対象、算定方法、具体的な手続き)

- 電話・ブロードバンドともに、最終保障提供責務の履行にあたって生じる整備費・維持費(支障移転等含む)については、その全額を補填額算定の対象とした上で、**必要十分かつ過大でない赤字補填を行うことが不可欠**と考えます。
- また、最終保障提供責務を担う事業者のみに過度の負担を負わせることがないように、責務の履行後(利用者の申込に応じて設備の新設を行い、役務の提供を開始した後)に、下記の通り、**責務の前提に変更が生じたとしても、責務の履行に要した費用(設備の新設・維持・撤去費等)が確実に回収可能となる仕組みとしていただく必要がある**と考えます。

#### <責務の前提に変更が生じる場合(例)>

- ✓ 責務を履行した後に、他の事業者が当該エリアにて役務の提供を開始したが、引き続き、最終保障提供責務を担う事業者が当該エリアのお客様に役務の提供を継続する場合
- ✓ 責務を履行した後に、当該エリアのお客様が契約解除を行った場合

# (4)最終保障提供責務の交付金制度の在り方(2/5)

## ② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し

- 現行の電話のユニバーサルサービスのうち、加入電話(基本料)の赤字については、ベンチマーク方式(全国の平均費用+標準偏差の2倍)等により、赤字額の大半が補填されない制度になっています。(算定イメージは次項参照)
- 具体的には、電話のユニバーサルサービス(加入電話基本料、第一種公衆電話)の赤字額▲560億円(2023年度実績)に対して交付金による補填は約60億円に留まっており、その差額は当社の経営努力や他サービス等の収益でこれまで吸収してきたところです。
- しかしながら、契約者数の更なる減少に伴う収入減が見込まれる中、採算性はさらに悪化し、2035年の電話のユニバーサルサービス収支の赤字額は、約▲900億円/年に達する見込みであることを踏まえれば、加入電話等を安定的に提供するために生じる赤字は全額補填されるべきものと考えます。

【電話のユニバーサルサービス収支(見込)及び補填額の状況】

(単位:億円)

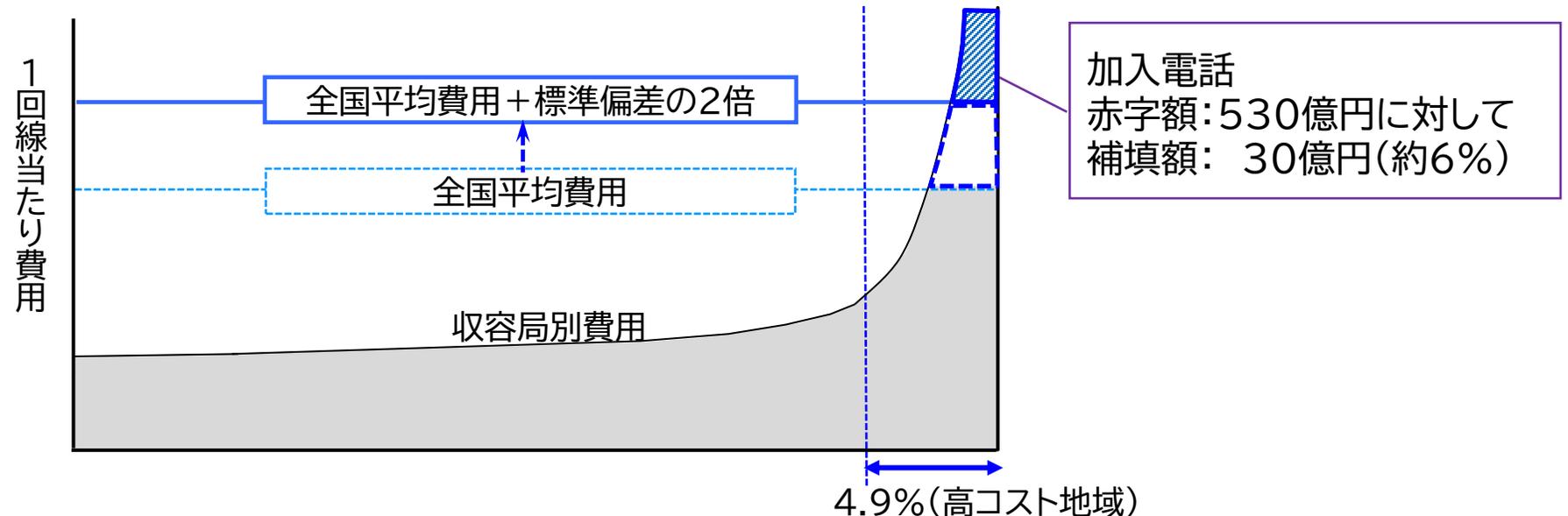


収支(電話ユニバ)	▲590億円	▲560億円	▲750億円	▲850億円	▲900億円
補填額	70億円	60億円	—	—	—

## (4)最終保障提供責務の交付金制度の在り方(3/5)

- 国民負担の観点から直ちに電話のユニバーサルサービス収支の赤字額の全額を補填することが困難だとしても、メタルから光/モバイルを活用した固定電話への移行が完了するまでの間、設備を維持し、加入電話等を安定的に提供するためには、**少なくとも、加入者減少に伴う交付金の減少を抑止するための見直しを行うこと、また、将来的な赤字の拡大状況を踏まえた補填額の増額が必要**と考えます。
- 加えて、最終保障提供責務の履行にあたって、設備の新設を要する場合等、**責務の履行に起因して生じる赤字は、全額補填対象としていただくことが必要**と考えます。
- また、加入電話から光/モバイルを用いた固定電話への移行が完了した後の電話のユニバーサルサービス制度については、あらためて議論を行う必要があると考えます。

### 【(参考)現状の加入電話における交付金制度】



# (4)最終保障提供責務の交付金制度の在り方(4/5)

## ③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

- 既存のブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、適格事業者指定されたとしても、対象の支援区域におけるサービス提供可否は事業者の経営判断に委ねられています。一方、最終保障提供責務が課された場合には、当該責務を負う事業者はサービス提供の要請に基本的に応じる必要があることに鑑みれば、**最終保障提供責務を提供する事業者にビジネスリスクを負わせない赤字補填の仕組みを設けることが必要**と考えます。
- 最終保障提供責務の履行が求められる地域は、極めて不採算な地域であると想定されることから、責務を担う事業者が提供するサービス全体の収支状況や、責務の対象となるエリアが現行の交付金制度のモデルに基づき判断された支援区域内か外かによらず、**責務の履行に起因して生じる赤字は全額補填対象としていただくことが必要**と考えます。
- また、責務の履行にあたって設備の新設を行う場合、維持に係る費用だけでなく、**その新設に要する費用についても補填額算定の対象としていただくことが必要**と考えます。加えて、効率的な役務提供の観点から既存設備の活用を行う場合には、その利用見合いの費用についても補填額算定の対象としていただくことが必要と考えます。
- なお、現行制度では、適格事業者の指定は事業者の申請を以って行うこととされていますが、**最終保障提供責務の履行が求められる区域において、最終保障提供責務を最も効率的に履行可能な事業者(例えば、当該区域における整備率が最も高い事業者)が適格事業者の申請を行うとは限らない**ため、今後、現行制度の運用状況等を踏まえ、当該事業者が適格事業者の申請を行うインセンティブの設定や、当該事業者からの申請によることなく適格事業者として指定する方法等についても議論いただき、最も効率的に役務提供が可能な事業者が適格事業者となるよう検討いただきたいと思います。

## (4)最終保障提供責務の交付金制度の在り方(5/5)

- また、最終保障提供責務の交付金制度の整備を待つことなく、現行の交付金制度の課題(例えば、特別支援地域に該当するとし、赤字補填が行われることになったエリアでも、モデルに基づき事後的に支援区域外と判断される可能性があるため、事業者はブロードバンドサービスの新規基盤整備や自治体からのIRU設備譲受を躊躇せざるを得ない等)についても検討いただきたいと考えます。